

平成 29 年度第 2 回 愛知県都市計画審議会

平成 30 年 2 月 2 日（金）午後 2 時 29 分

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

それでは、定刻までには少しお時間ございますが、委員の皆様既にお集まりですので始めさせていただきます。

ただいまから平成 29 年度第 2 回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

初めに、傍聴される方々をお願いいたします。本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにいただき、かばん等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますようお願い申し上げます。

なお、本日審議を予定しております第 6 号議案につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開による審議となります。傍聴人の方々には、審議の間、退室していただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、当審議会委員の方々の異動につきまして御報告申し上げます。お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せて御覧ください。

まず、学識経験者として任命された委員のうち、中村委員始め 7 名の方々が昨年 11 月 18 日に任期満了となりましたが、引き続き委員をお願いいたしました。

次に、新たな委員を御紹介申し上げます。

関係行政機関の職員として委員をお願いいたしました、東海農政局長の幸田淳委員でございます。

【委員（東海農政局長 幸田淳）（代理 農村振興部農村計画課長 山方正治）】

代理の山方です。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

愛知県警察本部長の加藤達也委員でございます。

【委員（愛知県警察本部長 加藤達也）（代理 交通部交通規制課長 中嶋正浩）】

本日は、代理で出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

市町村の議会の議長を代表して委員をお願いいたしました、南知多町議会議長の藤井満久委員でございます。

【委員（南知多町議会議長 藤井満久）】

藤井です。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

また、本日の上程議案のうち第1号議案から第3号議案は区域区分、つまり、市街化区域及び市街化調整区域に関する案件ですので、当該案件につきまして、臨時委員の方々に御出席をお願いしております。

本日御出席の臨時委員の方々を御紹介申し上げます。

愛知県農業協同組合中央会会長の前田隆委員でございます。

【臨時委員（愛知県農業協同組合中央会会長 前田隆）】

前田です。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の山本信介委員でございます。

【臨時委員（愛知県土地改良事業団体連合会専務理事 山本信介）】

山本でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

以上でございます。

なお、本日は、2分の1以上の議員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

さて、先程報告いたしましたとおり、学識経験委員の方々の任期満了に伴い、現在、会長職が空席となっております。

そこで、会長が選出されるまでの間について、議長につきましては石塚委員をお願いいたします。石塚委員につきましては、昨年11月に愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長職務代理者として会長から指名を受けております。

それでは、石塚委員は議長席に移動をお願いいたします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

ただいま御紹介をいただきました石塚でございます。会長職務代理者として、新会長選出までの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、本日の会議の議事録署名者を指名いたします。

愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項に基づき、梶田悦子委員、日比たけまさ委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、愛知県都市計画審議会会長を選出することといたします。

選出方法を事務局から説明してください。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

御説明申し上げます。皆様のお手元に配付いたしました、当審議会の条例及び運営規程の抜粋を御覧いただきたいと思っております。

愛知県都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、当審議会の会長は、第2条第1項第1号に掲げる者、つまり学識経験のある者として知事から任命された委員のうちから委員の皆様の選挙により定めると規定されております。したがって、当審議会会長は、学識経験委員の中から選出することとなります。

具体的な選出方法につきましては、愛知県都市計画審議会運営規程第2条に定めされております。

まず、第2条第1項においては、無記名投票を行い、学識経験者のうち有効投票の最多数を得た者を会長とする選挙による方法が定められております。

次に、第2条第3項において、委員の皆様に御異議がなければ、第1項の選挙につきまして、指名推選の方法、つまり、委員の皆様から会長候補を推薦していただき選ぶ方法も採用できると定められております。

以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

ただいま、事務局から会長の選出方法について説明がありました。

そこで、今回の会長の選出方法でございますが、どのような方法によるべきかを委員の皆様にお諮りしたいと思います。

どなたか御発言はございませんか。

堀寄委員、御発言をお願いいたします。

【委員（愛知県議会議員 堀寄純一）】

私は、先程事務局から説明がありました方法のうち、会長候補を推薦して決める指名推選の方法がよろしいかと考えております。

よろしくお願いたします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

ただいま、堀寄委員から指名推選の方法を採用したらどうかとの御発言がありましたが、ほかに御意見はございませんか。

他に御意見もないようでありますので、会長の選出は、指名推選の方法を用いることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

ありがとうございます。

御異議ないものと認めまして、指名推選の方法をもって会長を選出することといたします。

会長の選出にあたり、改めて事務局から学識経験委員を紹介してください。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

御紹介いたします。

学識経験者として任命された委員は、次の8名の方々でございます。

都市計画・交通工学の分野から、名古屋大学大学院教授 中村英樹委員、土木・防災の分野から、名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三委員、経済の分野から、名古屋大学大学院教授 黒田達朗委員、法律の分野から、愛知学院大学大学院教授 田中淳子委員、建築の分野から、東海学院大学教授 岡本真理子委員、環境・衛生の分野から、名古屋大学大学院教授 梶田悦子委員、社会福祉の分野から、愛知県立大学教授 田川佳代子委員、農業の分野から、三重大学大学院教授 春山成子委員、以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

それでは、どなたか会長候補を推薦していただけますか。

秀島委員、どうぞ御発言ください。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

私は、中村委員を推薦いたします。

中村委員は、都市計画・交通工学の専門家として、その優れた見識と豊富な経験を活かし、各方面で活躍されております。そして、当審議会においては、平成28年2月より2年間、審議会会長を務められております。

このように経験豊富な中村委員を審議会会長に推薦いたします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

ありがとうございました。

ただいま秀島委員から、中村委員を会長候補として推薦するとの御発言をいただきましたが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

ほかに、どなたか御発言はございませんか。

他に候補者がございませんので、愛知県都市計画審議会会長に中村委員を選出することとして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会会長を中村委員にお願いいたします。

これをもちまして、私の会長職務代理者としての役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

ありがとうございました。

ただいま中村委員が会長に選出されました。

それでは、中村会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいま会長職に選出いただきました名古屋大学の中村でございます。会長就任にあたりまして、簡単ではございますが御挨拶をさせていただきたいと思っております。

私から申し上げるまでもございませんけれども、まずは、我が国全体の傾向として人口が減少し、それから超高齢化社会を目前に控えた中で、地域の活力を維持しつつ、さらには、特にこの地域では災害等の危険性も言われている中で、いかに持続可能な暮らしやすい地域、あるいはまちづくりを進めていくのか、というのが喫緊の課題になっている状況でございます。

この愛知県におきましても、「愛知の都市づくりビジョン」というものが策定されておりますけれども、こういったものの具体的な実現のために、この都市計画審議会で専門の皆

様に御意見をいただきながら審議を進めるということは、大変重要な役割を持っているということは申し上げるまでもないことでございます。そういったことで、私、また改めて会長職に任命いただきまして、身の引き締まる思いでございます。

委員の皆様方の御協力をいただきながら円滑に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

以上で、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

それでは、続きまして、当審議会会長職務代理者等を指名いたします。

愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づきまして、愛知県都市計画審議会会長職務代理者として、黒田達朗委員を指名いたします。

また、同条例第6条第2項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員として、黒田達朗委員、岡本真理子委員、梶田悦子委員、藤井満久委員を指名いたします。

次に、同条例第6条第3項に基づきまして、愛知県都市計画審議会常務委員会委員長として、黒田達朗委員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

ありがとうございました。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規程により、会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまお聞き及びのおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいります。

本日御審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」から第6号議案「西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」までの6議案でございます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 片山貴視】

愛知県都市計画課主幹の片山でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。

議案書は1ページから5ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1及び2でございます。

なお、委員お二人につき1台用意いたしましたモニターにも図面を表示いたしますので、併せて御覧いただきたいと思います。

それでは、御説明させていただきます。

図面番号1の総括図を御覧ください。この総括図は、図面右下に掲載いたしました愛知県全図のうち赤色四角で表した弥富市の南部に位置する駒野地区とその周辺地域を示すものでございます。

初めに、位置関係について御説明させていただきます。

図面左側には揖斐川及び木曾川、図面上側には都市計画道路国道1号西線及び近鉄名古屋線、図面左上には弥富市役所、図面中央には国道23号、図面下側には都市計画道路伊勢湾岸道路が位置しており、更に、図面下側及び右側には名古屋港が広がっております。

今回御審議をお願いする案件は、図面中央の赤色斜線で示した駒野地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

続きまして、図面番号2の計画図を御覧ください。

区域区分を変更しようとする駒野地区の区域を、赤色の実線で囲っております。当該地区西側は、都市計画道路西尾張中央道が、地区南側は都市計画道路鍋田木場線及び都市計画道路伊勢湾岸道路が位置しており、伊勢湾岸自動車道湾岸弥富インターチェンジに隣接しております。地区東側には名古屋港が広がっており、鍋田木場線や伊勢湾岸道路でつながっております。

こういった周囲の状況から、弥富市都市計画マスタープランにおいて、当該地区を含む市南東部は、臨港・産業ゾーン、ものづくり産業地として位置づけられており、計画的に物流、工業等の産業基盤の整備や企業誘致を進める地域であるとともに、周辺環境に配慮しながら既存工業地の生産機能強化や、名古屋港後背地としての特性を活かしたものづくり産業の集約化を図る地区とされております。

また、にぎわい交流拠点にも位置づけられており、交通結節点機能を核とし、消費や教養、学習、交流など多様な都市活動の機会が集積する拠点とされております。

画面には、参考として現況図を表示してございます。

当該地区は、名古屋競馬弥富トレーニングセンターの敷地と、弥富市営グラウンドや海部南部水道企業団配水場といった公共施設用地で構成されており、面積は約87.5haでござ

います。

続きまして、画面には、参考として、土地利用計画図を表示してございます。

当該地区には、名古屋競馬弥富トレーニングセンターの敷地内に名古屋競馬場を移転するとともに、名古屋港に近いことや伊勢湾岸道路や臨港道路への交通利便性が高く、その需要が高いことから、工業系土地利用を図ることとしております。

このことから、地区計画に基づいた計画的な市街地整備を行うため、当該地区について市街化調整区域から市街化区域への区域区分の変更を行うものでございます。

図面番号2の計画図に戻りまして、弥富市決定の用途地域につきましては、今回の市街化編入に併せて、地区全体において工業系の用途を指定する予定ですが、そのうち名古屋競馬場移転予定地は準工業地域、その他の土地は工業地域とし、ともに容積率200%、建ぺい率60%を定めることとしております。

本案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成29年11月28日から12月12日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき弥富市に意見照会、また都市計画法第87条に基づき名古屋市に協議を行いましたところ、両者から異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決をいたしたいと思っております。

第1号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議のないものと認めまして、第1号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案「知多都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 片山貴視】

では、続きまして、第2号議案「知多都市計画区域区分の変更について」を御説明させていただきます。

議案書は7ページから12ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は図面番号3及び4でございます。

まず初めに、図面番号3の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右下に掲載いたしました愛知県全図のうち赤色四角で表した知多市の中央西側に位置する知多新南地区とその周辺地域を示すものでございます。

初めに、位置関係について御説明させていただきます。

図面左側に都市計画道路西知多道路が南北に通っており、上側には朝倉インターチェンジ、中央やや下寄りに長浦インターチェンジが位置し、図面中央には国道155号・247号が南北に通っております。また、都市計画道路西知多道路に並行するように名鉄常滑線が通り、上側には朝倉駅、古見駅、下寄りに長浦駅が位置し、朝倉駅のやや上にオレンジ色で知多市役所を表示しております。

今回御審議をお願いする案件は、図面中央やや左下、都市計画道路西知多道路長浦インターチェンジ右側の赤色斜線で示した知多新南地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

続きまして、図面番号4の計画図を御覧ください。

区域区分を変更しようとする知多新南地区の区域を赤色の実線で囲っております。本地区は、名鉄常滑線長浦駅周辺の市街化区域に隣接した地区で、周辺には都市計画道路の西知多道路及び知多西尾線や国道155号・247号などが通過し、更に、西知多道路の長浦インターチェンジや名鉄常滑線長浦駅に近接する非常にポテンシャルの高い地域でございます。

知多市都市計画マスタープランにおいても、産業の振興や交流人口の増加を図ることによって、地域活力があふれる都市づくりを目指すとして、工業系の新市街地に位置づけられております。

知多市では、土地区画整理事業による計画的な工業系市街地の形成を図るため、これまで地域住民や関係機関との協議を進めてまいりましたが、このたび調整が整い、道路、公園、調整池等の都市基盤整備の確実性が確保されることから、知多市決定の土地区画整理事業の都市計画決定にあわせ、面積約21.9haの区域について、市街化調整区域から市街化

区域への区域区分の変更を行うものでございます。

なお、土地区画整理事業は、組合施行を予定しております。

区域区分を変更しようとする区域は、青色破線で示しております土地区画整理事業の区域と長浦インター側の既に市街地化された地区を含んだ区域です。

図面の参考図は、今回区域区分を変更する区域の土地利用計画を示しており、北は、図面の左上となっております。左下の凡例で、住宅系土地利用を黄色、工業系土地利用を薄い青色としております。御覧のとおり市街化区域に隣接する住居系の土地利用区域が一部ございますが、大半が工業系の土地利用を予定しております。

なお、知多市決定となります用途地域につきましては、土地区画整理事業による面的整備に備え、無秩序な開発行為を抑制するため、当面、第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建ぺい率 30%を定めることとしております。

本案件につきましては、都市計画法第 17 条に基づき、平成 29 年 11 月 28 日から 12 月 12 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき知多市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、御意見、御質問等もないようですので、採決に入りたいと思います。

第 2 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 2 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第 3 号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 片山貴視】

それでは、第3号議案「西三河都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。議案書は13ページから17ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は図面番号5及び6でございます。

図面番号5の総括図を御覧ください。

この総括図は、図面右下に掲載いたしました愛知県全図のうち赤色四角で表した西尾市のやや北西側に位置する西尾西山地区とその周辺地域を示すものでございます。

初めに、位置関係についてでございます。

図面右側には南北に名鉄西尾線が通過し、上側に西尾口駅、下側に西尾駅がございます。また、西尾駅の右下にオレンジ色で西尾市役所を表示しております。図面左上側に中畑小学校、左下側に平坂小学校がございます。

今回御審議をお願いする案件は、図面中央やや左の赤色斜線で示した西尾西山地区におきまして、市街化調整区域から市街化区域へと区域区分の変更を行うものでございます。

続きまして、図面番号6の計画図を御覧ください。

区域区分を変更しようとする西尾西山地区の区域を赤色の実線で囲っております。本地区は、市街化区域に隣接し、西側には都市計画道路田貫徳永線、北側には都市計画道路碧南西尾線が通っております。また、西尾市のコミュニティバスの中畑小東バス停に近く、周辺には中畑小学校が立地し、住居系市街地に適した地域でございます。

西尾市の都市計画マスタープランにおいても、人口が増加している西尾地区の市街地外縁部において、土地区画整理事業や地区計画制度などを活用し、計画的な都市基盤の確保を前提とした住居系市街地の整備を図るとして、住居系の開発計画区域に位置づけられております。

西尾市では、土地区画整理事業による計画的な住居系市街地の形成を図るため、これまで地域住民や関係機関との協議を進めてまいりましたが、その調整が整い、道路、公園、調整池等の都市基盤整備の確実性が確保されることから、西尾市決定である土地区画整理事業の都市計画決定にあわせ、面積約2.8haの区域について、市街化調整区域から市街化区域への区域区分の変更を行うものであります。

区域区分を変更しようとする区域の境界は、南側及び西側を現状の市街化区域界、北側を水路端としており、東側の既存市街地を一部あわせた青い破線で囲まれた区域が土地区画整理事業の区域となります。

なお、土地区画整理事業は組合施行を予定しております。

画面の参考図は、今回区域区分を変更する区域の土地利用計画を示しております。左下の凡例で、住宅系土地利用を薄い黄色としておりますが、御覧いただくとおり、区域内の大半が住宅系の土地利用を予定しております。

なお、西尾市決定となります用途地域につきましては、土地区画整理事業による面的整備に備え、無秩序な開発行為を抑制するため、当面第一種低層住居専用地域、容積率 50%、建ぺい率 30%を定めることとしております。

本案件につきまして、都市計画法第 17 条に基づき、平成 29 年 11 月 7 日から 11 月 21 日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第 18 条第 1 項に基づき西尾市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決に入りたいと思います。

第 3 号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第 3 号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

ここで、区域区分に関する議案の審議が終了いたしましたので、臨時委員の前田委員及び山本委員には御退席いただきます。どうもありがとうございました。

（臨時委員 退室）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、続きまして、第 4 号議案「西三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 八田陽一】

都市計画課長の八田でございます。よろしくをお願いいたします。

第 4 号議案「西三河都市計画道路の変更」につきまして説明させていただきます。

議案書は 19 ページから 22 ページ、議案概要説明書は 4 ページ、図面は図面番号 7、8 でございます。引き続きモニターにも図面を表示いたしますので、併せて御覧ください。

それでは、お手数ですが、図面番号 7 の総括図を御覧ください。お配りした図面は、横向きにさせていただいて、上側が北として御覧いただきたいと思っております。

この総括図は、図面左上に掲載した愛知県全図の赤色で着色した部分を拡大したもので、愛知県の中央部に位置する岡崎市とその周辺の地域を示しております。

図面の中央ほどにありますのが JR 東海道本線の岡崎駅でございます。東海道本線に並行するように青色の線で図面の上から下に示しておりますのが、西三河地域を南北に縦断している国道 248 号である都市計画道路蒲郡岐阜線です。また、図面上部において茶色の線で図面の右から左へ示しておりますのが、西三河地域を東西に横断している都市計画道路岡崎刈谷線、同じく茶色の線で JR 岡崎駅周辺の市街地を取り巻くように位置しておりますのが、岡崎市と衣浦港を結ぶ都市計画道路衣浦岡崎線でございます。そして、図面の左上から右下にかけて赤色の点線で示しておりますのが、都市計画道路安城幸田線でありまして、安城市の中心部から岡崎市南部を東西に横断し、幸田町内で都市計画道路蒲郡岐阜線に至る幹線道路でございます。また、図面中央で上から下に赤色の点線で示しておりますのが都市計画道路福岡線でありまして、都市計画道路岡崎刈谷線から JR 東海道本線の西側を並行して走り、都市計画道路衣浦岡崎線に至る幹線道路であります。

今回御審議をお願いする案件は、赤色の実線及び点線で示しております西三河都市計画道路 3・4・14 号安城幸田線と西三河都市計画道路 3・4・59 号福岡線についてでございます。

変更を予定している区間は、赤色の実線で表示した都市計画道路安城幸田線と都市計画道路福岡線との交差点部になります。

それでは、次に、都市計画変更の内容について御説明させていただきます。お手数ですが、図面番号 8 の計画図を御覧ください。

図面の左上から右下にかけて示している道路が都市計画道路安城幸田線、図面の右上から左下にかけて示している道路が都市計画道路福岡線でございます。

現在、都市計画道路安城幸田線と都市計画道路福岡線との交差点の幅員については、両路線とも一般道と同一の幅員 16m で決定されており、右折車線のない幅員構成となっております。

今回、この交差点部につきまして安全で円滑な交通処理を図るため、右折車線を設置す

ることにいたしまして、都市計画道路安城幸田線については交差点部の幅員を現決定の16mから19mに、都市計画道路福岡線については交差点部の幅員を16mから18mに変更するものでございます。

本案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成29年11月7日から11月21日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき岡崎市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第4号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第4号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第5号議案「東三河都市計画道路の変更について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 八田陽一】

それでは、続きまして、第5号議案「東三河都市計画道路の変更」につきまして説明させていただきます。

議案書は23ページから26ページ、議案概要説明書は5ページ、図面は図面番号9、10でございます。引き続きモニターにも図面を表示いたしますので、御覧ください。

お手数ですが、図面番号9の総括図を御覧ください。お配りした図面は横向きにさせていただき、上側を北として御覧ください。

この総括図は、図面左上に掲載した愛知県全図の赤色で着色した部分を拡大したもので、愛知県の南東部に位置する豊川市とその周辺の地域を示しております。

図面の中央上寄りにオレンジ色の丸印で示しておりますのが豊川市役所で、図面下寄りを東西に横断している河川が一級河川の豊川、そのすぐ北側を同じく東西に横断しておりますのが豊川放水路でございます。この豊川放水路に概ね並行して、図面右上から左下にかけて豊川市南部を横断していますのが、都市計画道路前芝豊川線でございます。この路線は、三河港と東名高速道路豊川インター付近を結ぶ幹線道路となっています。また、図面左上から右下にかけては名鉄名古屋本線が走っており、上から、小田渕駅、伊奈駅が位置しております。この名鉄名古屋本線に並行して豊川市内を縦断していますのが都市計画道路国道1号線でありまして、愛知県内を東西に横断する主要な幹線道路でございます。

今回御審議をお願いする案件は、赤色の実線及び点線で示しております東三河都市計画道路3・1・5号前芝豊川線と東三河都市計画道路3・4・1号国道1号線についてでございます。

変更を予定している区間は、赤色の実線で表示した都市計画道路前芝豊川線と都市計画道路国道1号線が交差する箇所でございます。

それでは、都市計画変更の内容につきまして御説明させていただきます。お手数ですが、図面番号10の計画図を御覧ください。

図面の右上から左下にかけて示している道路が、都市計画道路前芝豊川線、図面左上から右下にかけて示している道路が都市計画道路国道1号線であります。

都市計画道路前芝豊川線と都市計画道路国道1号線との交差点について、現在の計画では平面交差となっております。現状としても平面交差となっておりますが、大変混雑しておりまして、地域における主要な渋滞箇所にも選定されています。

今回、この交差点部につきまして安全で円滑な交通処理を図るため、都市計画道路前芝豊川線が都市計画道路国道1号線の上を高架橋で通過する立体交差形式に変更するとともに、都市計画道路前芝豊川線の一部区間約580mの構造形式を地表式から嵩上式に変更するものでございます。

なお、都市計画決定された幅員40mについて変更はございません。

本案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成29年11月7日から11月21日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項に基づき豊川市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしく御審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

御意見、御質問もないようですので、採決いたします。

第5号議案につきましては、原案のとおり可決して御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第5号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第6号議案「西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」でございますが、当議案には個人情報が含まれており、愛知県都市計画審議会運営規程第6条第1項第1号に該当することから、当議案の審議は非公開で行うこととなります。したがって、傍聴人の方々は御退室いただきますようお願いいたします。

なお、当議案の審議後には、事務局から審議会に対する報告を予定しておりますので、希望者については再度入室いただくことができます。

（傍聴人 退室）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、第6号議案「西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を上程いたします。県当局の説明を求めます。

【都市整備課長 遠藤一雄】

都市整備課長の遠藤でございます。

それでは、第6号議案「西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」説明させていただきます。議案は、意見書の写しとなりますので、個人情報保護の観点から、A4水色の表紙の別冊といたしております。資料といたしまして、議案概要説明書の6ページ及びA4黄色の表紙、参考資料「西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を用意いたしております。以上の資料により説明を進めてまいります。また、モニターのほうでは参考図などを表示してまいりますので、そちらも御覧ください。

それでは、議案概要説明書の6ページを御覧ください。

左側に事業計画の概要を、右側に本審議会に付議する理由を記載しております。モニターには土地区画整理法第55条の内容を表示しております。

西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地区画整理事業の事業計画を決定するにあたり、土地区画整理法第55条第1項に基づき、岡崎市が2週間の縦覧を行ったところ、1通1名の方から意見書の提出がございましたので、土地区画整理法第55条第3項の規定に基づき、愛知県都市計画審議会に付議するものでございます。本審議会におきましては、意見書の内容を審査していただき、その意見書に関わる意見を採択すべきか否かを御審議いただくものでございます。

それでは、事業の概要について説明いたします。

モニターで位置図を示しております。お手元の資料では黄色の表紙の参考資料の2ページでございます。

お手元の位置図は、モニター左下に表示しております愛知県全図のピンク色で着色いたしました部分を拡大したものでございまして、岡崎市の南西部、岡崎駅の周辺地区を示しております。

図にありますように、JR東海道本線と愛知環状鉄道線が南北に縦断しており、中ほどに岡崎駅がございます。岡崎駅周辺は、愛知環状鉄道の前身であります国鉄岡多線の新設計画により急速に発展が予想されたことから、土地区画整理事業による整備を行う区域として昭和43年11月に岡崎駅地区として都市計画決定されております。その後の区域編入、区域除外を経て、青色の実線で示しております区域が現在都市計画決定されている区域で、面積は105.9haでございます。

この岡崎駅地区では、地元の熟度などを勘案し、段階的にこれまで事業が進められてきており、鉄道の西側は昭和50年度より岡崎駅西土地区画整理事業として実施され、既に事業が完了しております。また、鉄道の東側は、岡崎駅東土地区画整理事業として、平成2年度から平成36年度までの予定で現在施行中でございます。

本議案の対象地区でございます岡崎駅針崎若松土地区画整理事業は岡崎駅の南東に位置し、面積4.98haの赤色で囲んだ地区で、施行者は岡崎市でございます。

参考資料の3ページの設計図を御覧ください。赤色の実線で囲まれた範囲が岡崎駅針崎若松地区でございます。

この地区は老朽化した木造住宅が密集しており、また狭隘道路が存在するなど、適切な

土地利用や交通機能が確保されていないことから、土地区画整理事業を実施し、公共施設の整備改善や居住環境の改善を行い、周辺地区との調和を図るものでございます。

次に、モニターを御覧ください。

主な都市施設は、地区東側を南北に縦断する都市計画道路羽根若松線を始めとする道路や、地区中央部に1号公園を整備する計画となっております。

次に、提出された意見書の概要について説明いたします。

平成29年9月22日から10月5日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、1通1名の方から意見書の提出がございました。水色の表紙の別冊に意見書の写しを載せてございます。

参考資料の4ページを御覧ください。

今回の事業区域の南の方、図面の下側赤色に塗りつぶされた箇所にお住まいの方から意見書の提出がございました。

次に、意見書の内容及び知事の見解について説明いたします。

提出された意見書には、個人の費用負担の懸念などを理由とした事業への反対意見と道路の幅員に関する意見、そして、岡崎市の事業の進め方に対する意見の3つの意見が述べられております。このうち2つ目が道路の幅員に関する意見であり、事業計画に係る意見であると考えられます。

意見書に対する知事の見解につきましては、参考資料の5ページから7ページにわたりまとめてございます。

まず、3つの意見のうち2つ目の、事業計画に関わる意見に対しての知事の見解を御説明申し上げます。参考資料の7ページ、意見書に対する知事の見解の上段を御覧ください。

意見書番号1-②は、広い道ばかりつくろうというのは無理があるという道路の幅員に関する意見が述べられております。

右側の知事の見解を御覧ください。地区内の道路については、都市計画道路と区画道路を整備する計画となっており、まず、都市計画道路の幅員について知事の見解を御説明申し上げます。

土地区画整理法第6条第10項により、事業計画については公共施設又は土地区画整理事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならないと規定されております。本地区の東側に計画されております都市計画道路羽根若松線は、平成26年9月に幅員18mで都市計画決定されており、事業計画は都市計画と

整合した設計となっております。

次に、地区内の区画道路の幅員についてでございます。

本地区の土地利用構想は、モニターに示しておりますとおり、幹線道路である都市計画道路羽根若松線の沿道を商業地、それ以外を住宅地として設定しており、区画道路の幅員については8mから6mを基本としております。

また、地区内で発生する交通を幹線道路に誘導する道路、宅地へ交通サービスを目的とした道路などが、それぞれの道路の機能にあわせて段階的に配置されており、この計画については妥当な道路計画であると認められます。

以上より、この意見については採択すべきではないと考えられるところでございます。

次に、事業計画以外に対する2つの意見について御説明申し上げます。

参考資料の6ページを御覧ください。

意見書番号1-①の前段部分において、この事業は50年前に住民の反対で実施できなかった事業で、その間に地域の状況も変化し、道も広がり、大きな車も通れるようになったと意見書に記載されており、土地区画整理事業や道路整備の実施は必要ないという意見が述べられております。

また、後段部分においては、建物移転などで借金を強いられることも考えられ、収入の少ない世帯には負担が大き過ぎるといふ個人の費用負担の懸念から、事業の白紙撤回を求める意見が述べられております。

本意見の前段部分は、都市計画において既に定めのある土地区画整理事業及び都市計画道路に対する意見であり、土地区画整理法第55条第2項により、意見書の提出はできないものとなっております。

また、本意見の後段部分は、個人の費用負担の懸念から事業の白紙撤回を求める意見でございます。個人の費用負担に係る個々の補償金などは、事業の着手後に、換地計画などの詳細な設計や調査を行った後に算定をし、権利者にお示しするものでございます。

なお、土地区画整理法第101条の規定により、通常生ずべき損失は施行者により補償されることとなっております。

次に、意見書番号1-③で、岡崎市の事業の進め方に対する意見が述べられております。参考資料の7ページの下段を御覧ください。

事業に反対する意見を述べる場が少なかった、多くの意見を聞く場を設けてほしいという意見でございます。

本意見は岡崎市の事業の進め方に対する要望であり、事業計画に対する意見ではないと考えられます。岡崎駅針崎若松地区においては、これまで平成23年に針崎町で2回、若松町で3回の説明会を実施しており、状況報告については、欠席者も含めまして全戸に配付しております。また、その後、住民主体で発足いたしました推進連絡協議会により、年2回から年4回の検討会が開催され、土地区画整理事業の理解を深める機会が設けられているところでございます。

なお、公共団体施行の土地区画整理事業では、事業を開始する際に、権利者の同意を確認する手続は法令に定められておりませんので、手続上も問題はないところでございます。しかしながら、岡崎駅針崎若松地区の今後の円滑な事業の執行のためには、都市計画や土地区画整理事業に対する理解をさらに深めていただくことが重要と考えられますので、岡崎市に対しまして、今後も引き続き権利者との話し合いに努めるよう申し伝えてまいります。

以上説明しましたとおり、この2つの意見については、今回の事業計画に関する意見ではないと考えられるところでございます。

これで、西三河都市計画事業岡崎駅針崎若松土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

春山委員、お願いします。

【委員（三重大学大学院教授 春山成子）】

ここの現地の状況をつぶさによく理解しているというわけではないんですけれども、事業そのものに対する意見ではないです。この方が言っていることの議論について、幾つか気になったことがあったので、それを伺いたただけなんですけれども。

一番最後あたりのところで、針崎地区では2回、それから若松地域では3回住民に対して説明をされた。また、どこかで何回かやっておられるというところまではわかったんですけれども、それに対して住民の方々はどういう意見をお持ちだったのか。こちらで示しになられた、岡崎市で示された内容を、基本的には全てのお集まりになった方が合意

であるというふうに言っておられたのか、いや、そのときにも何か発言があったのかどうかというのをちょっと伺いたいだけですが。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

お願いします。

【都市整備課主幹 浅井厚視】

内容の詳細までは把握していないんですけれども、この地域の住民の方が発足された協議会でアンケートをとってみえまして、9割を超える方がこの事業に対して同意、賛成してみえるということは聞いておりますので、かなり多くの方がこの事業に対しては理解されているのかということは把握しております。

以上でございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決いたします。

第6号議案につきましては、意見書は採択すべきでないとして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議ないものと認めまして、第6号議案につきましては、意見書は採択すべきでないとして議決いたしました。

以上で本日の上程議案の審議は全て終了いたしました。事務局から委員の皆様への報告事項が2点ございます。

先程退室された傍聴人のうち、希望者につきましては、再入室をしていただきますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

（傍聴人 再入室）

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、これより報告事項に移ります。

報告の第1点目は、「都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて」です。第2点目は、「都市計画道路の見直しについて」でございます。委員の皆様には、今しばらく御協力をお願いいたします。

それでは、第1点目について、事務局から報告をお願いします。

【都市計画課主幹 片山貴視】

それでは、報告事項1の「都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直し」につきまして御説明させていただきます。

お手元の、右肩に「報告事項1」と記載のA3、2枚の資料を配付させていただいております。また、モニターには図表なども表示させていただきますので、こちらのほうも御覧いただければと思います。

まず、都市計画区域マスタープランの概要につきまして説明させていただきます。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2項の規定に基づき、都市計画の基本的な方向性を県が広域的見地から定めるものであります。国が定める計画と整合を確保するとともに、昨年度策定いたしました、本県における今後の都市計画の基本的方針となる「愛知の都市づくりビジョン」に即して定めるものであります。

計画の基準年次は平成30年、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めるものであります。

なお、市街化区域の規模や道路、下水道等の都市施設の整備目標は平成42年、2030年となりますが、これを目標年次として定めるものであります。

また、都市計画区域マスタープランは、先程説明いたしました基本的事項と都市計画の基本的方針、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定等の方針の全5章で構成されております。

基本的方針は都市づくりビジョンでございますので、都市計画の目標から御説明させていただきます。

都市計画の目標といたしましては、各都市計画区域の基本理念や目指す都市の姿、都市づくりの目標、将来都市構造について記載しております。

基本理念につきましては、愛知の都市づくりビジョンの理念「時代の波を乗り越え、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」の考え方を受け、「元気」と「暮らしやすさ」に対応した各都市計画区域の基本理念を定めるものであります。

名古屋都市計画区域を例に御説明させていただきますと、基本理念は「リニア開業によるインパクトを活かし、多様な産業と高次都市機能が集積した世界へ飛躍する都市づくり」を掲げております。

目指す都市の姿といたしましては、都市計画区域の現況や都市づくりの方向性、基本理

念を踏まえ定めるものでございます。将来都市イメージを示し、都市機能集積・居住エリア、産業集積エリア、観光交流エリアを設定いたします。

また、広域的な幹線道路を表す広域交流軸や主に鉄道を表す公共交通軸、空港、港湾、新幹線駅を表す広域交流・物流拠点を設定いたします。

知多都市計画区域を例に御説明いたしますと、伊勢湾岸自動車道や知多半島道路を表す広域交流軸が東西及び南北方向に配置されております。また、広域交流・物流拠点として、中部国際空港、名古屋港、衣浦港が配置されております。主に鉄道を表します公共交通軸を中心に都市機能集積・居住エリア、名古屋港及び衣浦港周辺に産業集積エリアが広がっております。半島南部には豊かな自然環境を活かした自然環境保全エリア、半島南部及び中部国際空港周辺には観光交流エリアが広がっております。

都市づくりの目標といたしましては、梓の中に記載しました「愛知の都市づくりビジョン」の5つの基本方向に基づき設定しております。今回の見直しに当たり、人口減少、超高齢社会に対応するための集約型都市構造への転換やリニア新時代に向けた地域特性を活かした対流の促進を重要視してまいります。また、力強い愛知を支えるさらなる産業集積や大規模自然災害への対応など、安全安心に暮らせるまちづくりを進めてまいります。

将来都市構造といたしましては、商業・業務、医療、行政等の機能の集積を目指す都市の拠点や広域的な交流・物流拠点を位置づけます。また、大まかな土地利用や広域的な交通軸など、将来の都市構造を先程の将来都市像イメージに比べ、より具体的に示しております。

東三河都市計画区域を例に御説明いたしますと、多くの人やモノが動き、都市機能が集積する豊橋駅の周辺などを都市の拠点に位置づけております。また、東海道新幹線豊橋駅や三河港を広域交流・物流拠点に位置づけるとともに、主な道路、河川、公園・緑地を示しております。

次に、区域区分の決定等の方針といたしましては、区域区分の有無、区域区分の方針、目標年次に配置されるべき人口及び産業の規模について記載を行っております。

区域区分の有無につきましては、名古屋・尾張・知多・豊田・西三河の各都市計画区域は、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域を含むため、都市計画法の規定により区域区分を定めております。

東三河都市計画区域は、世帯数が増加するとともに、住宅や工場の新築が継続的に発生する状況となっており、今後も良好な市街地の形成や優良な農地との健全な調和を図るた

め、引き続き区域区分を定めることといたします。

区域区分の方針につきましては、計画的に市街地として整備すべき区域や災害の発生の恐れがある区域等における区域区分に関する方針を定めております。

市街地として整備すべき区域については、既存ストックの活用が可能な地域に市街化区域を適正に配置してまいります。災害の発生の恐れがある区域については、それぞれの区域の災害リスクや災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況などを勘案し、必要に応じ市街化調整区域への編入を検討してまいります。

また、目標年次に配置されるべき人口及び産業の規模につきましては、目標年次の概ねの規模を想定し、新たに必要となる市街地の概ねの規模を示しております。

なお、人口につきましては、2020年ごろがピークになると予測されるものの、社会増、世帯分離等により世帯数は増加する見込みであり、現在の市街化区域に収容できない世帯に対応するため、新たな住居系市街地が必要となってまいります。また、産業につきましては、県内総生産は今後も増加する見込みであり、新たな産業系市街地が必要となってまいります。

最後の章では、主要な都市計画の決定等の方針につきまして記載しております。

具体的には、土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全につきまして、基本方針や整備目標を定めております。

土地利用につきましては、住宅地、商業地、工業地等の主要な用途の配置方針や市街化区域・市街化調整区域における土地利用に関する方針等を定めております。

市街化区域におきましては、主要な駅周辺を中心市街地や生活拠点となる地区に都市機能を集約し、その周辺や公共交通沿線に居住を誘導してまいります。また、歴史・文化資源や自然環境等の地域資源を活かし地域の活性化に資する商業地の配置の促進や、市街地における農地について地域特性に応じて都市農地として保全及び活用を図ってまいります。

市街化調整区域につきましては、無秩序な開発を抑制し、土地利用の保全を図ってまいります。ただし、地域活力の向上に貢献する地区や地域のコミュニティの維持・創出に資する地区では、必要に応じ地区計画などを活用することで地域の実情に合った秩序ある都市的土地利用を図ってまいります。

以上が都市計画区域マスタープランの概要となります。

それでは、引き続き、第6回区域区分の総見直しの現在の状況について御説明いたします。報告事項1の2枚目のペーパーでございます。

今回の区域区分の総見直しは、当初から数えて6回目となります。都市計画における新たな課題や様々な社会・経済情勢等の変化に的確に対応するため、先程御説明いたしました都市計画区域マスタープランの見直しとあわせ、区域区分に関する都市計画の総見直しを進めてまいります。

区域区分の総見直しについては、目標年次までに新たに必要となる住居系市街地と産業系市街地の規模を想定することとしております。

将来の人口及び産業の規模の想定に際しては、前回の総見直しと同様に、一部都市計画区域を超えたまとまりの単位として、県内を尾張、西三河、東三河の3地域に分けて想定いたします。

続きまして、区域区分の総見直しの流れについてでございますが、前回の総見直しと同様に、関係機関との協議が整っている地区について、平成30年度末を目処にまとめて区域区分を変更し、その後、目標年次までは、協議が整った地区について随時に変更してまいります。

次に、平成30年度末を目処にまとめて区域区分を変更する規模について御説明いたします。これは、現時点の市町村案の集計で、21市4町の全64地区となります。なお、関係機関と調整中であるため、今後変更の可能性がございます。

まず、土地区画整理事業等により計画的に市街化区域に面的に編入する地区の一覧でございますが、全体で37地区、約399haとなり、このうち住居系が14地区、約144ha、産業系が23地区、約255haとなっております。

次に、面的な開発事業などを伴わない規模の小さい変更である局部変更ですが、全25地区あります。

次に、逆線引き地区は、災害の恐れがあり今後も開発が見込まれない地区などの2地区について市街化調整区域への編入をするもので、面積は約16haを見込んでおります。

今後のスケジュールでございますが、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて、平成30年度始めに公聴会を開催する予定であります。また、都市計画区域マスタープランについては、パブリックコメントもあわせて実施いたします。

公聴会、パブリックコメントでの意見を勘案して県案を確定し、国への事前協議、法定縦覧を経て本都市計画審議会にお諮りし、平成30年度末告示を目処に手続を進めてまいりたいと考えております。

今後も、公聴会の結果などについて御報告をさせていただきながら、これらの都市計画

の見直しを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上が報告事項1でございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、第2点目について事務局から報告をお願いします。

【都市計画課長 八田陽一】

それでは、報告事項の2つ目、都市計画道路の見直しにつきまして説明させていただきます。

資料につきましては、お手元に配付しておりますA3サイズの、右肩に「報告事項2」と記載の「都市計画道路の見直しについて」でございますが、モニターにて補足的なデータも含め説明させていただきますので、モニターのほうを御覧いただければと思います。

まず初めに、都市計画道路の見直しの必要性について説明させていただきます。

見直しの必要性の1点目としては、長期未着手路線の存在が挙げられます。

本県の都市計画道路の大半は、戦後から高度成長期にかけて都市計画決定されたものがあります。そして、全都市計画道路約5,000kmのうち約7割が整備済みであるものの、残りの約1,400kmもの延長が未整備のまま残っており、これは全国ワーストとなっております。また、昭和40年代、高度経済成長期までに決定され、都市計画決定から40年以上経過した幹線街路の約3割が事業に着手されていない状況でございます。

次に、見直しの必要性の2点目としまして、最近の社会経済情勢や都市の将来像の変化が挙げられます。

本県の人口は、平成32年ごろをピークに減少に転じ、また、今後自動車トリップ数も横ばいとなる見込みであり、将来の都市像として拡大型都市構造から集約型都市構造へ転換が求められているところでございます。また、近年、都市計画道路の建築制限に関する判決を見ても、行政側に厳しい方向に変化しつつございます。

以上、長期未着手路線が存在すること、また、最近の社会経済情勢や都市の将来像が変化してきていることから、適時適切な都市計画道路の見直しが必要となってきております。

次に、都市計画道路の見直しに関するこれまでの検討経緯及び今後の予定について説明させていただきます。

昨年度、東三河都市計画区域をモデルとして、都市計画道路の見直しの方針について検討した後、今年度に入ってから学識者、本庁事業課、代表的な市町村から成る検討会議を立ち上げ、見直し方針の素案の検討を進めてまいりました。

今後、この見直し方針の素案につきまして、各建設事務所、市町村に意見照会の上、今年度末を目処に見直し方針の案を取りまとめる予定でございます。そして、来年度に入りましたら見直し方針の案についてパブリックコメントを行い、見直し方針を公表した後、見直し路線の都市計画変更について調整を始め、調整のできたところから手続を行っていくといった予定でございます。

次に、都市計画道路見直しの方針（素案）の概要について説明させていただきます。

まず、都市計画道路の見直しの基本的な考え方につきましては、1点目、都市計画道路のうち、特に未着手区間について見直しを検討すること、2点目、社会経済情勢の変化などを考慮して、各路線の必要性の評価項目を設定すること、3点目、財政負担の軽減、既存ストックの有効活用などを考慮して、各路線の代替となる道路がないか検証すること、4点目、都市計画道路の見直しと並行して、事業の見通しを考慮した建築制限の緩和を検討すること、この4点を基本的な方向性としております。

この基本的な考え方をまとめると、画面にお示ししたフローのとおりを検討手順となります。大きく分けて、事業の状況による見直し区間の区分、必要性の評価、実現性の評価、これらにより見直しの方向性を決定していくこととしております。

これ以降、検討手順の詳細について説明させていただきます。

まずは、都市計画道路を主要な道路との交差点や区域区分の境界などにて、適切な区間に区切った上で、整備済み又は事業中の区間については計画を存続させることとし、これ以外の未着手区間を見直し検討の対象とします。

次に、この未着手区間につきまして、必要性に関する評価を行います。

具体的には、市街化区域においては、人や物の移動に必要となる交通機能、防災や景観形成のための空間機能、市街地の骨格を形成する市街地形成機能から必要性を評価いたします。また、市街化調整区域においては交通機能から必要性を評価いたしますが、沿道における人口の集積状況などによっては、市街化調整区域であっても、空間機能、市街地形成機能の評価することもあり得ます。ここで必要性が認められない区間については計画を廃止する方向となります。また、歴史・文化資源や環境などにその必要性を上回る多大な影響があるかどうかについても確認し、そのような影響がある場合、線形などの変更で影

響を回避できるのであれば別途計画検討を行い、計画の変更では影響を回避できないのであれば計画を廃止するといった方向となります。なお、こういった計画の変更や廃止を検討する場合、そのことによる周辺への影響を確認することといたします。

次に、必要性が認められた区間につきまして、実現性に関する評価を行います。

具体的には、当面事業の見通しが難しい区間につきまして、付近に都市計画道路の代替となる道路があるかどうか、こういった道路がある場合、総合的に判断して計画を廃止すべきかどうかを判断します。ここで代替道路があり、総合的に判断して妥当ということであれば、計画を廃止する方向となります。

また、こういった代替性の検討に加えて、事業の見通しの有無に関わらず幅員や線形などの検討が必要かどうかを判断します。ここでこういった検討が不要であれば、そのまま計画を存続させることとなり、検討を要するというのであれば、別途計画変更を検討することとなります。

以上の判断を踏まえて、都市計画道路の各区間を、①存続、②別途計画検討、③別の道路の機能を見込んで廃止、④廃止のパターンに分類し、これに従い、個別具体の都市計画変更を検討していくこととなります。

なお、都市計画道路の見直しにあたっては、まちづくりの主体である市町村と緊密な連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、ただいまの御報告につきまして御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。

よろしいですか。

石塚委員。

【委員（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

いいですか。すみません、ちょっと教えてください。

まず基本的に、今の御説明の中で必要性のお話とかあったんですが、社会情勢も鑑みていわゆるマイナス、減らしていく、現実性に乏しいので減らしていくという考え方でまずいいのかということと、最後のこの表の、都市計画法第53条の建築制限の緩和を検討という矢印が相反している、もうちょっとここの部分の意味合いを説明していただけますか。

【都市計画課長 八田陽一】

最初の、減らしていく方向かという御質問に関しましては、愛知県はいまだに人口も増加しておりますし、工業をこれからも推進していくという立場から、重要な都市計画道路については今後も整備を推進していかなければならないと考えております。

ただ、今までに、長い間に決定してきた都市計画道路の中には、都市づくりの方向とかが変わってきて必要性が少し変化してきている、そういったものも見受けられますので、そういったものを取捨選択して、近くに代替する道路があればストックの活用とかそういったものをすることによって、選択と集中をしてやらなきゃいけないものはちゃんとやると。それ以外に必要性の低くなったものは代替道路で代替すると、そんなような方向性を持って、わざわざ減らすということを目的にしているのではなくて、今必要性がどうかという変化を調べると。その結果、見直しが必要なものは見直していくと、そういったような考え方でございます。

もう1つが建築制限の話でございますけれども、都市計画道路等の都市施設を決定いたしますと、建築制限がかかります。これは、都市計画法の53条で知事の許可が要ることになっているんですけれども、それを許可するときの条件として、都市計画法の54条で容易に除去できるような建物、例えば2階建てまでとか、地階を有しない、それから鉄筋コンクリートでないような木造とか、容易にできるものであれば、建築制限があっても許可しなければならないという規定がございますけれども、その規定のほかで、もう少し緩やかな建築制限というのを、今後も整備の見通しがなかなかつかないんだけども存続は必要だなというものについては、少し緩めることによって受忍の範囲を増やすというのか、そういうことについて今後検討していきたいということで。

これにつきましては、まだ各市町村とそこら辺の方向性について検討を進めているということで、まだ最終的な結論が出ていないですが、今後も検討していきたいと考えております。

以上です。

【委員（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

ありがとうございます。

課長、しゃべるのが上手なんで非常にうまいことしゃべられますが、何ていうんですかね、都市計画の変更ではなくて見直しなので、現実性を伴ってわかりやすい言葉で言うと減らしていくような格好。そういうものが時代に合わないとか、現実性がないものは、やっぱりこの線でいつまでも、20年も30年も書きっ放しだけれども、実際できないよう

なところ、私の町にもあります。

今の53条の絡みも含めて、そのおかげでいろんな、オフセットだとかしないかとか言っているんな不都合が生じていることも現実あるので、それはそれではっきりと。あんまりオブラートに包んだような言い方すると、本来やりたいことがやれなくなってもいけないのでという趣旨で聞いたつもりでした。

そういった意味では、現実に用地買収もなかなかこれから先できなかつたりなんかするような流れの中で、こういうのは各地域いっぱいあると思うんですね。そんな意味においては、きちっとした方向で方向づけするというのはやっぱり未来のまちづくりに対しては必要なことだと考えますので、ちょっとその観点で聞かさせていただきました。

もし補足があれば。なければ結構でございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

何かございますか。

【都市計画課長 八田陽一】

補足はないんですけども、今おっしゃられたようなことそのものでございまして、やっぱり取捨選択して、できない、要らないものについてはやっぱり見直していくと。そういう意味でスリム化ということであればそのとおりでございます。

ありがとうございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

計画を立案した当初から、社会的な情勢だとかそういった状況が大きく変わっていく中で、また一方、財政的にも非常に厳しい中で、より投資を効率的に行って、メリハリある県土を実現するための1つの見直しだろうということだと思います。

具体的な内容につきましては、これから審議会の中で個別に審議されることになろうかと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

秀島委員、お願いします。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

見直しの対象というのをどういうふうにするのか。もちろんまだ決まっていないのかもしれないですけども、長期未着手に該当するものも一斉に、同時に見直しをするということなのか、見直しの基準というのを定めて数年後にもどこかの路線がその条件を満たすようになったらそのときまた見直すというふうな、逐次やるのか、そのあたりどうでしょうか。

【都市計画課長 八田陽一】

今の基準というのは、例えば長期の年数とかそういったものということで。

今やろうとしていますのは、未着手の路線は一度全てこのふるいにかけたいと。その中で、やったばかりのものでももしかしたら必要性が認められないもの、多分ないとは思いますが、同じふるいにかけて必要性が変化しているものについては、割と短くてもあれだし、必要性が今もあるものについては長期でもそのまま存続という結果にもなる。結果は出てきますので、そこら辺の基準はなしにして、とりあえず未着手のものは全てふるいにかけて現段階でやっていきたいと。

その後、また社会情勢が少し変わってきて、もう一度見直す必要があるなということになったら、全体をもう一度ということはその先考えられると思います。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

そうすると、フローにある必要性とか代替性とかそういうことをつぶさにここで、ここか、それか検討会議ですかね、で考えるというわけではないんですか。

【都市計画課長 八田陽一】

必要性、代替性については、あのページを。

検討会議の中でどんなような必要性があって。必要性があるものについては代替道路は、その必要性があることに対して代替するのかというふるいをかけたいと思っていて。この表に示してございますのは、一番左のほうに大きく分けて交通機能と空間機能、市街地形成機能。その中をもう少し細かく、ネットワークとか渋滞とかアクセスとか、そんなような細かい分類をして評価して、ここに丸がついたとしたら、まず必要性はありますと。必要性がある場合に、じゃあそれは事業がもう約束されていればそのままつくりますけれども、事業の見通しが見つからない場合に、その同じ機能を代替できるのかということで、代替性の条件を右側で見ながら、代替道路があるかどうかを判断していくと、そんなようなやり方で考えております。

以上です。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

もう1つ。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

秀島委員、お願いします。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

この表があるというのを気づいていませんでした。

別の話ですけれども、自治体が購入した土地というのは、見直しというか廃止になった場合、もとの持っていた人に返すのか、それとも競売というんですかね、売却することなのか、そこはどのような感じでしょうか。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

都市計画課長、お願いします。

【都市計画課長 八田陽一】

要は、用地買収したんですけれども、一部分だけ拡がったようなところで、道路全体として要らないということですね。

多分、普通財産にして払い下げということになるんです。その場合、もとの所有者じゃなくてもよかった。競売ですか、多分競売になると思います。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 秀島栄三）】

ありがとうございます。

【議長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問もないようですので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせていただきます。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、大変熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 渡邊浩行）】

それでは、最後に事務局から委員の皆様にご連絡いたします。

本日配付いたしました資料のうち第6号議案に関する、このブルーと黄色の表紙の資料ですけれども、これにつきましては個人情報を含んでおりますので、今後取り扱いに御注意いただくか、あるいは差し支えなければ机の上に置いておいていただければ、当方で回収いたします。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

（閉会 午後4時05分）